JVC

ソフトウェア使用許諾契約書

株式会社 JVC ケンウッド (以下、「ライセンサー」) が提供する本製品に組み込まれたソフトウェア (以下、「許諾ソフトウェア」) は、ライセンサーが著作権を有するか、又は再使用許諾をする権利を有します。本契約はこの「許諾ソフトウェア」に関するお客様のご使用条件を定めたものです。

お客様は本件使用許諾契約書の内容にご同意のうえ、この「許諾ソフトウェア」をご使用いただくものと致します。本契約は、お客様（以下、「使用者」）が「許諾ソフトウェア」を搭載した本製品をご使用された時点で、成立したものと見なされます。

なお、許諾ソフトウェアにはライセンサーが第三者より直接的に又は間接的に使用の許諾を受けたソフトウェアが含まれている場合があります。この場合、一部の第三者は本ソフトウェア使用許諾契約書とは別に、お客様に対して直接使用条件を定めております。かかるソフトウェアについては、本契約書は適用されませんので別途提示させていただきます「ソフトウェアに関する重要なお知らせ」を必ずご覧ください。

第１条　（総則）
ライセンサーは、許諾ソフトウェアについて、日本国内における非独占的かつ譲渡不能な使用権（第３条第１項に定める例外を除く）を使用者に許諾します。

第２条　（使用権）
１．本契約によって生ずる使用権とは、許諾ソフトウェアを本製品で使用する権利をいいます。
２．使用者は許諾ソフトウェア及び関連書類の一部もしくは全部を複製、複写、修正、追加、翻訳等の改変し、もしくは貸与することができません。
３．許諾ソフトウェアの使用は私的範囲に限定されるものとします。許諾ソフトウェアは営利目的か否かに関わらず、いかなる目的でも頒布、ライセンス、もしくはサブライセンスをすることができません。
４．使用者は、許諾ソフトウェアを取扱説明書またはヘルプファイルに記載の使用方法に沿って使用するものとし、許諾ソフトウェアの全部または一部を用いて著作権法等の法規に違反するデータの使用、複製を行ってはならないものとします。

第３条（許諾条件）
１．使用者は､本製品を譲渡する場合､内在する許諾ソフトウェア（その関連資料、アップデート版、アップグレード版を含む）の使用権についても同様に移転することができます。但し、当該移転は、使用者の手元にオリジナル及び一切の複製物、関連資料を残さない事、又譲受人を本ソフトウェア使用許諾契約に従わせる事を条件とします。
２．使用者は許諾ソフトウェアに関し、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等のコード解析作業を行ってはならないものとします。

第４条　（許諾ソフトウェアの権利）
1. 許諾ソフトウェア及びその関連書類に関する著作権等の一切の権利は、ライセンサーまたはライセンサーに許諾ソフトウェアの使用権と再許諾権を許諾した原権利者（以下、「原権利者」）に帰属するものとします。使用者は許諾ソフトウェア及びその関連書類に関して、本契約に基づき許諾された使用権を除き、いかなる権利を有するものではありません。
2. 使用者は許諾ソフトウェアの使用に際し、著作権及び知的財産権に関連する法律に従うものとします。

第５条　（ライセンサーの免責）
１．ライセンサー及び原権利者は、使用者が本契約に基づき許諾された使用権を行使した結果、使用者もしくは第三者に生じた損害に関して、いかなる責任も負わないものとします。但し、これを制限する別途法律の定めがある場合はこの限りではありません。
２．ライセンサーは「許諾ソフトウェア」について商品性、互換性及び特定目的に合致していることを保証致しません。

第６条　（第三者に対する責任）
使用者が許諾ソフトウェアを使用することにより、第三者との間で著作権、特許権その他の知的財産権の侵害を理由として紛争が生じたときは、使用者自身が自らの費用で解決するものとし、ライセンサー及び原権利者に一切の迷惑をかけないものとします。

第７条　（秘密保持）
使用者は、本契約により提供される許諾ソフトウェア、その関連書類等の情報及び本契約の内容のうち、公然と知られていないものについて秘密を保持するものとし、ライセンサーの承諾を得ることなく第三者に開示または漏洩しないものとします。

第８条　（契約の解除）
ライセンサーは、使用者において次の各号の一に該当する事由があるときは、直ちに本契約を解除し、またはそれによって蒙った損害の賠償を使用者に対し請求できるものとします。
（１）本契約に定める条項に違反したとき
（２）差押、仮差押、仮処分その他強制執行の申立を受けたとき

第９条　（許諾ソフトウェアの廃棄）
前条の規定により本契約が解除された場合、使用者は、契約が解除された日から２週間以内に許諾ソフトウェア、関連書類及びその複製物を廃棄するものとします。

第 10 条　（輸出規制）
１．使用者は、許諾ソフトウェアが日本国およびアメリカ合衆国の輸出に関する規制の対象となることを了承するものとします。
２．使用者は、本ソフトウェアに適用される一切の国際法および国内法 (アメリカ合衆国の輸出管理規則、アメリカ合衆国、日本国及びその他の

(次ページへ続く)

LYT2687-001A-M
C4　1113YMH-YH-VM

政府機関が定めるエンドユーザー、エンドユーザーによる使用及び輸出対象国に関する規制を含みます）に従うことに同意するものとします。

第 11 条 （その他）
１．本契約の一部が法律によって無効となった場合でも、当該条項以外は有効に存続するものとします。
２．本契約に定めなき条項もしくは本契約の解釈に疑義を生じた場合には、ライセンサー、使用者は誠意をもって協議し、解決するものとします。
３．ライセンサー及び使用者は、本契約が日本国の法律に準拠し、本契約から生ずる権利義務に関する紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする事に合意するものとします。

ソフトウェアに関する重要なお知らせ

本製品のソフトウェアライセンスについて

本製品に組み込まれたソフトウェアは、複数の独立したソフトウェアコンポーネントで構成され、個々のソフトウェアコンポーネントは、それぞれにJVC ケンウッドまたは第三者の著作権が存在します。

本製品は、JVC ケンウッド及び第三者が規定したソフトウェア使用許諾契約に基づくソフトウェアコンポーネント（以下、「許諾ソフトウェア」）を使用しております。

許諾ソフトウェアの中には、フリーソフトウェアに該当するものがあり、GNU General Public License または Lesser General Public License（以下、「GPL/LGPL」）のライセンスが適用される結果、実行可能な形式のソフトウェアコンポーネントを配布する際に、当該コンポーネントのソースコードの入手を可能にすることが求められています。当該ソースコードの頒布に関しては、以下のホームページをご覧頂くようお願い致します。

ホームページアドレス
http://www3.jvckenwood.com/download/gpl/index.html

なお、ソースコードの内容等についてのご質問はお答えしかねますので、予め御了承ください。
「GPL/LGPL」の適用を受けない許諾ソフトウェアにつきましては、ソースコード提供の対象とはなりませんのでご了承ください。

「GPL/LGPL」に基づいて配布されるソフトウェアコンポーネントは無償でお客様に使用許諾されますので、適用法令の範囲内で、当該ソフトウェアコンポーネントの保証は、明示かつ黙示であるかを問わず一切ありません。

適用法令の定め、又は書面による合意がある場合を除き、著作権者や上記許諾を受けて当該ソフトウェアコンポーネントの変更・再配布を為し得る者は、当該ソフトウェアコンポーネントを使用したこと、又は使用できないことに起因する一切の損害についてなんらの責任も負いません。当該ソフトウェアコンポーネントの使用条件や遵守いただかなければならない事項等の詳細は、各「GPL/LGPL」をお読みください。

本製品に組み込まれた「GPL/LGPL」の対象となるソフトウェアコンポーネントをお客様自身でご利用頂く場合は、対応するライセンスをよく読んでから、ご利用くださるようお願い致します。なお各ライセンスは JVC ケンウッド以外の第三者による規定のため、原文（英文）を本製品のディスプレイ内で表示します。

① カメラの電源を入れる。
② "MENU" をタッチする。
③ " セットアップ " をタッチする。
④ " オープンソースライセンス " をタッチする。